

新潟市養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月12日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第31号

新潟市養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則

新潟市養育医療措置費負担金徴収規則（昭和36年新潟市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表備考2第3号中「並びに所得税法等の一部を改正する法律」を「，所得税法等の一部を改正する法律」に改め，「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項，第77条第1項及び第2項，第80条，第81条並びに第82条第1項」を加え，同表備考に次のように加える。

- 8 扶養義務者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する者である場合は，当該扶養義務者の申請に基づき，地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫又は所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦若しくは同項第31号に規定する寡夫であるとみなし，地方税法第295条第1項第2号若しくは第314条の2第1項第8号若しくは第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算定した市町村民税額又は所得税法第81条及び租税特別措置法第41条の17の規定の例により算定した所得税額に基づき階層区分を認定する。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。